

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（令和3年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、令和3年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

（1）貸与奨学金

① 奨学金の的確な貸与

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

また、修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行う。
収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

ア. 回収の取組

今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が

到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。

具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。

- (ア) 初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービスナーに委託する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。
- (イ) 延滞1年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービスナーに委託する。
- (ウ) 延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。
- (エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。
- (オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。

イ. 返還金回収状況の把握と分析

返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。

④ 機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。

また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙

げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

⑥ 所得連動返還方式の運用

学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。

また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。

(2) 給付奨学金

① 奨学金の的確な支給

給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 17 条の 2 第 1 項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。

また、平成 29 年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 第 1 項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。

なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

① 奨学金制度の周知及び広報の充実

学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用し

た広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。

特に、進学のための資金計画を含めた奨学生の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによるガイダンスも併行して実施する。

また、奨学生制度の概要、手続の詳細について、奨学生を希望する学生、保護者、返還者等からの照会への対応を含めた、コールセンター機能の充実を図る。

② 学校との連携強化

奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学生手続上重要な節目において、奨学生制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るために、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン等も活用した実施を依頼する。

また、大学等の担当職員を対象として奨学生業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。なお、研修会の実施においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン等も活用する。

学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

③ 効果検証方策等の検討

奨学生の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりの維持・構築など、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について引き続き検討を行う。

2 留学生支援事業

「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、

グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

(1) 外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。

さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインを活用した日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、海外拠点運営大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関との連携をもとに、情報収集及び国内高等教育機関への情報提供を引き続き進めることで、ネットワークの拡大を図る。

② 日本留学試験の適切な実施

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。

不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。

また、2019年度の試験実施において、試験問題冊子の不足により受験できない者が発生した事態について、検証結果を踏まえ、2020年度に引き続き再発防止に努め、その定着に努める。

なお、試験実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。

また、コンピュータ試験実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。

ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修、並びに、教材の提供等を推進する。更に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から遠隔授業を実施する。

東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

ウ. 大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。

ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。

イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、学習奨励費受給候補者の推薦条件や在籍確認方法等に、特例措置を設ける。

ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。

エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。

⑤ 宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、ランニングコストの抑制が期待される設備の更新に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえつつ、入居率の維持・向上に努めるな

ど引き続き収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎を提供する。また、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。

また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

⑥ 卒業・修了後の支援

国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。

受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、政府関係機関と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し提供する。

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、SNSを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。

また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。

（2）日本人留学生に対する支援

① 海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営するとともに、情報提供の更なる充実を図るため、「海外留学支援サイト」をリニューアルする。

また、オンラインの活用等による海外留学フェア等の説明会を開催し、海外留学希望者のニーズに対応した情報提供に努める。

さらに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、

留学情報の提供、関係機関から要望が多い機構の複数の海外留学奨学金制度の説明及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。

② 学資金の支給

海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策の具体化に取組む。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、学位取得のための必要な措置を講ずる。

海外留学支援制度（学部学位取得型）において、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国（地域）で長期間滞在する上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施する。

官民協働留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN」については、日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修、壮行会等をオンラインを活用して円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、引き続き派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金をオンラインも活用して募り、計画的に運営するとともに、2022年度以降の事業の在り方について検討する。

さらに、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施するための方策について「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験を活用しつつ、検討する。

3 学生生活支援事業

機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等

を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。

また、有識者による会議を適宜開催するなどし、学生生活支援事業に関連する重要課題や事業の実施方法等について議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

令和2年度に実施した「学生生活調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。また、本格実施した高等専門学校（4、5年次）を対象とした「高等専門学校生生活調査」及び専修学校（専門課程）を対象とした「専修学校生生活調査」についても、専門家の協力を得ながら内容を精査の上、情報提供を行う。なお、これらの調査については、調査方法等の見直しを検討する。

各大学等における学生支援の取組状況について、先進的な取組みも含め、実態を把握するために、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。なお、実施に当たっては、各大学等の協力を得て、取組事例の調査を併せて行う。

さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からセミナーの実施にあたってはオンラインを活用する。

(2) 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。

- ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。
- ② 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。
- ③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防

止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。

- ④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実を図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。

- ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を実施する。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。
- ② 大学等におけるインターンシップ推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実施するとともに、キャリア教育の実施状況等にかかる好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施にあたってはオンラインを活用する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。

また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象と

しない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

2 組織の効果的な機能発揮

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。

3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。なお、学生生活調査については、調査方法等の見直しを検討する。また、若手研究者等を活用した公募による調査研究(JASSOリサーチ)について実施するとともに在り方について検討する。

III 財務内容に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

2 寄附金事業の実施

寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給のほか新型コロナウイルス感染症対策助成事業など、寄附金事業を適切に実施する。

- 3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。
- 4 予算、収支計画及び資金計画
別紙のとおり
- 5 短期借入金の限度額
奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。
- 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画
なし
- 7 重要な財産の処分等に関する計画
なし
- 8 剰余金の使途
決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

IV その他業務運営に関する重要事項

- 1 内部統制・ガバナンスの強化
- (1) 事業運営への外部有識者の参画
運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。
- (2) 外部評価の実施
外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。

(3) 理事会等によるガバナンスの確保

理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

(4) リスク管理の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

(5) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

① コンプライアンス職員研修

第4期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。

② 個人情報保護の徹底

個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。

③ 情報公開の適正な実施

情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。

(6) 内部監査の実施

第4期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成30年7月25日改定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。

3 広報・広聴の充実

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供するため、ホームページを刷新するとともに、SNSやウェブ動画等の媒体の活用を図る。

また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、令和2年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。

4 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

また、事務所等整備に向けて、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、移転及び事務所等の集約化に向けて、具体的な計画を立案する。

5 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 令和2年度に見直した人事基本計画に基づき、多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。
- ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。

(2) 人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

6 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

7 積立金の使途

前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。

III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算(総括)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
収入					
借入金等	1,050,147	－	－	－	1,050,147
運営費交付金	8,106	4,950	299	2,280	15,636
育英資金返還免除等補助金	4,129	－	－	－	4,129
学資支給金補助金	234,087	－	－	－	234,087
留学生交流支援事業費補助金	－	7,225	－	－	7,225
寄附金収入	375	1,663	8	－	2,046
貸付回収金	856,412	－	－	－	856,412
貸付金利息等	23,773	－	－	－	23,773
政府補給金	112	－	－	－	112
事業収入	－	923	－	－	923
雑収入	2,734	556	－	0	3,291
計	2,179,875	15,318	307	2,281	2,197,780
支出					
奨学金貸与事業費	993,170	－	－	－	993,170
一般管理費	－	－	－	2,235	2,235
うち、人件費(管理系)	－	－	－	1,019	1,019
物件費	－	－	－	1,216	1,216
業務経費	10,779	6,394	294	－	17,467
うち、人件費(事業系)	2,718	933	200	－	3,851
物件費	8,061	5,461	94	－	13,616
特殊経費	62	35	5	46	147
借入金等償還	877,894	－	－	－	877,894
借入金等利息償還	28,096	－	－	－	28,096
学資支給基金補助金経費	1,688	－	－	－	1,688
学資支給金補助金経費	234,087	－	－	－	234,087
留学生交流支援事業費補助金経費	－	7,225	－	－	7,225
寄附金事業費	375	1,663	8	－	2,046
計	2,146,150	15,318	307	2,281	2,164,055

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 予算(一般勘定)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
収入					
借入金等	1,050,147	－	－	－	1,050,147
運営費交付金	8,106	4,950	299	2,280	15,636
育英資金返還免除等補助金	4,129	－	－	－	4,129
学資支給金補助金	234,087	－	－	－	234,087
留学生交流支援事業費補助金	－	7,225	－	－	7,225
寄附金収入	375	1,663	8	－	2,046
貸付回収金	856,412	－	－	－	856,412
貸付金利息等	23,773	－	－	－	23,773
政府補給金	112	－	－	－	112
事業収入	－	923	－	－	923
雑収入	2,734	556	－	0	3,291
計	2,179,875	15,318	307	2,281	2,197,780
支出					
奨学金貸与事業費	993,170	－	－	－	993,170
一般管理費	－	－	－	2,235	2,235
うち、人件費(管理系)	－	－	－	1,019	1,019
物件費	－	－	－	1,216	1,216
業務経費	10,779	6,394	294	－	17,467
うち、人件費(事業系)	2,718	933	200	－	3,851
物件費	8,061	5,461	94	－	13,616
特殊経費	62	35	5	46	147
借入金等償還	877,894	－	－	－	877,894
借入金等利息償還	28,096	－	－	－	28,096
学資支給金補助金経費	234,087	－	－	－	234,087
留学生交流支援事業費補助金経費	－	7,225	－	－	7,225
寄附金事業費	375	1,663	8	－	2,046
計	2,144,462	15,318	307	2,281	2,162,367

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 予算(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
計	-	-	-	-	-
支出					
学資支給基金補助金経費	1,688	-	-	-	1,688
計	1,688	-	-	-	1,688

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画(総括)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
費用の部					
経常費用	303,679	15,340	292	2,192	321,504
業務経費	301,315	13,520	280	—	315,115
寄附金事業費	375	1,663	8	—	2,047
一般管理費	—	—	—	2,109	2,109
減価償却費	1,989	157	4	83	2,233
臨時損失	2	1	—	0	4
収益の部					
経常収益	307,823	15,344	292	2,192	325,651
運営費交付金収益	7,382	4,762	257	2,084	14,485
自己収入	26,499	1,479	—	—	27,978
寄附金収益	375	1,663	8	—	2,047
補助金等収益	263,757	7,225	—	—	270,982
財源措置予定額収益	7,735	—	—	—	7,735
賞与引当金見返に係る収益	206	71	15	80	372
退職給付引当金見返に係る収益	202	49	8	△ 43	217
資産見返負債戻入	1,660	94	4	71	1,829
財務収益	6	—	—	0	6
臨時利益	2	1	—	0	4
純利益	4,144	4	—	0	4,148
目的積立金取崩額	131	14	—	0	145
総利益	4,275	18	—	—	4,293

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 収支計画(一般勘定)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
費用の部					
経常費用	301,991	15,340	292	2,192	319,816
業務経費	299,627	13,520	280	—	313,427
寄附金事業費	375	1,663	8	—	2,047
一般管理費	—	—	—	2,109	2,109
減価償却費	1,989	157	4	83	2,233
臨時損失	2	1	—	0	4
収益の部					
経常収益	306,135	15,344	292	2,192	323,963
運営費交付金収益	7,382	4,762	257	2,084	14,485
自己収入	26,499	1,479	—	—	27,978
寄附金収益	375	1,663	8	—	2,047
補助金等収益	262,069	7,225	—	—	269,294
財源措置予定額収益	7,735	—	—	—	7,735
賞与引当金見返に係る収益	206	71	15	80	372
退職給付引当金見返に係る収益	202	49	8	△ 43	217
資産見返負債戻入	1,660	94	4	71	1,829
財務収益	6	—	—	0	6
臨時利益	2	1	—	0	4
純利益	4,144	4	—	0	4,148
目的積立金取崩額	131	14	—	0	145
総利益	4,275	18	—	—	4,293

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 収支計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	1,688	-	-	-	1,688
業務経費	1,688	-	-	-	1,688
臨時損失	-	-	-	-	-
収益の部					
経常収益	1,688	-	-	-	1,688
補助金等収益	1,688	-	-	-	1,688
臨時利益	-	-	-	-	-
純利益	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

令和3年度 資金計画(総括)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
資金支出					
業務活動による支出	△ 3,735,557	△ 15,411	△ 298	△ 2,239	△ 3,753,505
学資金貸与	△ 993,170	-	-	-	△ 993,170
学資金給付	△ 235,775	-	-	-	△ 235,775
人件費支出	△ 2,779	△ 979	△ 205	△ 1,044	△ 5,007
短期借入金の返済による支出	△ 1,589,853	-	-	-	△ 1,589,853
長期借入金の返済による支出	△ 877,894	-	-	-	△ 877,894
支払利息	△ 28,096	-	-	-	△ 28,096
寄附金事業による支出	△ 375	△ 1,643	△ 8	-	△ 2,026
その他の業務支出	△ 7,615	△ 12,788	△ 85	△ 1,195	△ 21,683
投資活動による支出	△ 300	△ 55	△ 9	△ 55	△ 420
財務活動による支出	△ 193	△ 43	-	△ 12	△ 249
次年度への繰越金	223,458	1,524	368	923	226,273
資金収入					
業務活動による収入	3,770,662	14,620	299	2,307	3,787,888
運営費交付金による収入	8,106	4,950	299	2,280	15,636
政府補給金による収入	112	-	-	-	112
国庫補助金による収入	238,215	7,225	-	-	245,441
貸付回収金による収入	856,412	-	-	-	856,412
学資支給金の回収金による収入	1,010	-	-	-	1,010
短期借入による収入	1,589,853	-	-	-	1,589,853
長期借入による収入	1,049,976	-	-	-	1,049,976
貸付金利息	23,768	-	-	-	23,768
その他の業務収入	2,760	1,670	-	27	4,457
寄附金による収入	450	774	-	-	1,224
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	188,846	2,414	376	923	192,559

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 資金計画(一般勘定)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	(単位:百万円) 合計
資金支出					
業務活動による支出	△ 3,733,869	△ 15,411	△ 298	△ 2,239	△ 3,751,817
学資金貸与	△ 993,170	-	-	-	△ 993,170
学資金給付	△ 234,087	-	-	-	△ 234,087
人件費支出	△ 2,779	△ 979	△ 205	△ 1,044	△ 5,007
短期借入金の返済による支出	△ 1,589,853	-	-	-	△ 1,589,853
長期借入金の返済による支出	△ 877,894	-	-	-	△ 877,894
支払利息	△ 28,096	-	-	-	△ 28,096
寄附金事業による支出	△ 375	△ 1,643	△ 8	-	△ 2,026
その他の業務支出	△ 7,615	△ 12,788	△ 85	△ 1,195	△ 21,683
投資活動による支出	△ 300	△ 55	△ 9	△ 55	△ 420
財務活動による支出	△ 193	△ 43	-	△ 12	△ 249
次年度への繰越金	222,611	1,524	368	923	225,426
資金収入					
業務活動による収入	3,770,651	14,620	299	2,307	3,787,877
運営費交付金による収入	8,106	4,950	299	2,280	15,636
政府補給金による収入	112	-	-	-	112
国庫補助金による収入	238,215	7,225	-	-	245,441
貸付回収金による収入	856,412	-	-	-	856,412
学資支給金の回収金による収入	999	-	-	-	999
短期借入による収入	1,589,853	-	-	-	1,589,853
長期借入による収入	1,049,976	-	-	-	1,049,976
貸付金利息	23,768	-	-	-	23,768
その他の業務収入	2,760	1,670	-	27	4,457
寄附金による収入	450	774	-	-	1,224
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	186,322	2,414	376	923	190,034

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 資金計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△ 1,688	-	-	-	△ 1,688
学資金給付	△ 1,688	-	-	-	△ 1,688
投資活動による支出	-	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	847	-	-	-	847
資金収入					
業務活動による収入	11	-	-	-	11
学資支給金の回収金による収入	11	-	-	-	11
投資活動による収入	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	2,524	-	-	-	2,524

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。